

健康増進法について

我が国における高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大しており、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されている。このような中、平成12年3月31日に厚生省事務次官通知等により、国民健康づくり運動として「健康日本21」が開始された。また、平成13年11月29日に政府・与党社会保障改革協議会において、「医療制度改革大綱」が策定され、その中で「健康寿命の延伸・生活の質の向上を実現するため、健康づくりや疾病予防を積極的に推進する。そのため、早急に法的基盤を含め環境整備を進める。」との指摘がなされた。

これを受けた政府としては、「健康日本21」を中心とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、医療制度改革の一環として平成14年3月1日に第154回通常国会に健康増進法案を提出し、6月21日に衆議院、7月26日に参議院で可決され、成立に至った。

この法律については、公布の日から起算して9か月（健康診査等指針に関する規定については2年）を超えない範囲で政令で定める日から施行することとされている。現在、施行に向けて政省令や健康増進に関する基本方針等の策定に向けた検討を鋭意進めているところであり、今後、可能なものから順次情報提供を行っていきたいと考えている。

健康づくり対策の流れ

第1次国民健康づくり対策(昭和53年～)

- 健康診査の充実
- 市町村保健センター等の整備
- 保健婦、栄養士等マンパワーの確保



第2次国民健康づくり対策(昭和63年～)

- 運動習慣の普及に重点を置いた対策
(運動指針の策定、健康増進施設の推進等)



第3次国民健康づくり対策「健康日本21」 (平成12年～)

- 一次予防重視
- 健康づくり支援のための環境整備
- 目標等の設定と評価
- 多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進

法的基盤整備

○政府・与党社会保障改革協議会 「医療制度改革大綱」(抜粋) (平成13年11月29日)

「健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現するため、健康づくりや疾病予防を積極的に推進する。そのため、早急に法的基盤を含め環境整備を進める。」

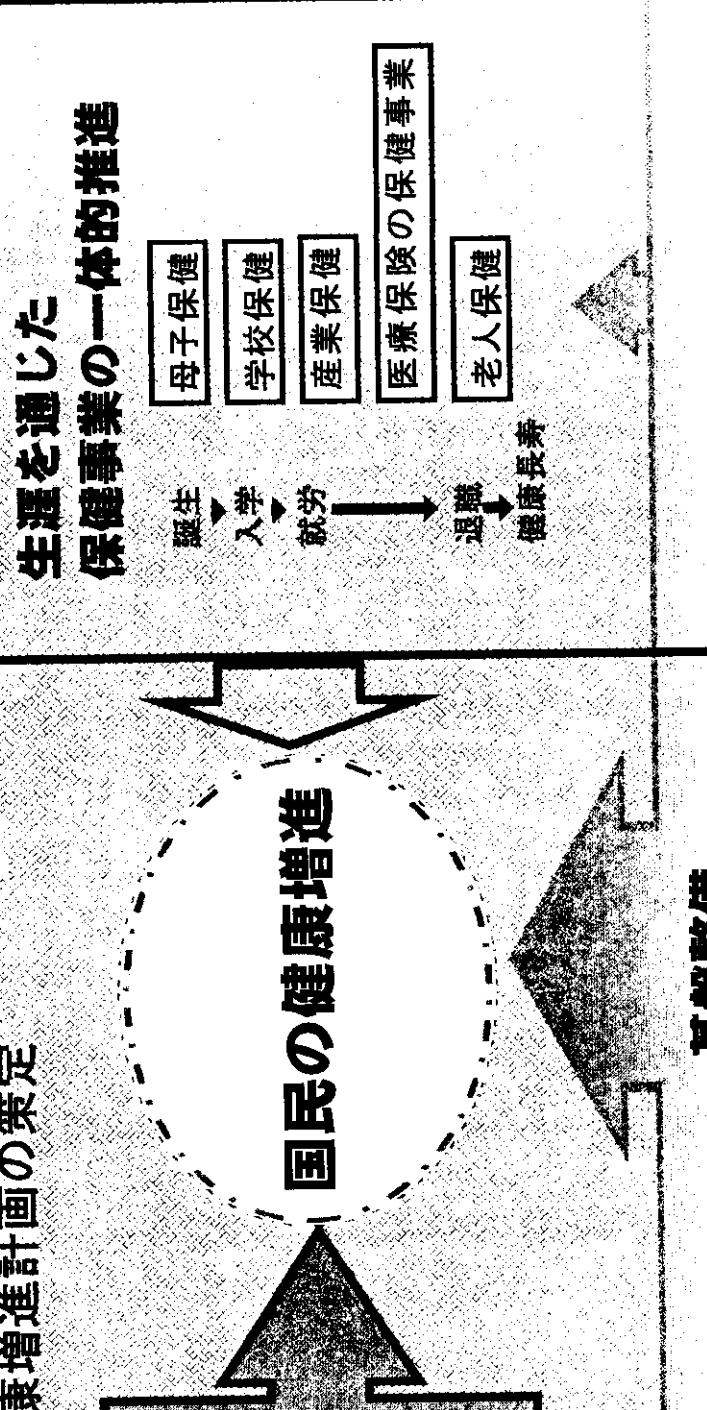
○これに基づき、医療制度改革の一環として健康増進法案を第154回通常国会に提出し、可決成立に至った。

健康増進法の骨格

基本的考え方

国民は自ら健康の増進に努め、国、地方公共団体、保健事業実施者、医療機関その他の関係者は相互に連携、協力しながらその努力を支援

- 運動推進のための方策
- 全国的目標の設定
- 地方健康増進計画の策定



- 健康診査の実施方法、その結果の通知方法、健健康手帳の様式等について各保健事業実施者に共通する指針を策定

健康増進法の概要

第1章 総則

(1) 目的

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図る。

(2) 責務

- ① 国民 健康な生活習慣の重要性に対し关心と理解を深め、生涯にわたり、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努める。
 - ② 国及び地方公共団体 健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の養成・資質の向上を図るとともに、関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努める。
 - ③ 健康増進事業実施者（保険者、事業者、市町村、学校等） 健康相談等国民の健康の増進のための事業を積極的に推進するよう努める。
- (3) 国、地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者の連携及び協力

第2章 基本方針等（「健康日本21」の法制化）

(1) 基本方針

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を厚生労働大臣が策定。

- ① 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向（例：目標の設定・評価の必要性、関係者の連携の推進、休日・休暇を活用した健康増進のための活動の促進、実践の場の普及等）
- ② 国民の健康の増進の目標に関する事項
- ③ 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的事項
- ④ 国民健康・栄養調査その他の調査・研究に関する基本的事項
- ⑤ 健康増進事業実施者間の連携及び協力に関する基本的事項
- ⑥ 食生活、運動、休養、喫煙、飲酒、歯の健康保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- ⑦ その他国民の健康の増進の推進に関する重要な事項

(2) 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画）の策定。

(3) 健康診査の実施等に関する指針

生涯を通じた健康自己管理を支援するため、健康増進事業実施者による健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳の交付その他の措置に関する指針を厚生労働大臣が策定。

第3章 国民健康・栄養調査等

(1) 国民健康・栄養調査を実施（現行の栄養改善法による国民栄養調査を拡充）

(2) 生活習慣病の発生状況の把握

国及び地方公共団体は、生活習慣とがん、循環器病その他の生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生状況の把握に努める。

第4章 保健指導等

市町村 栄養改善その他の生活習慣の改善に関する事項についての相談・保健指導

都道府県等 特に専門的な知識・技術を必要とする栄養指導等の保健指導（現行の栄養改善法による市町村の栄養相談等及び都道府県等の専門的な栄養指導等に関する規定を拡充）

第5章 特定給食施設等

(1) 特定給食施設における栄養管理（現行の栄養改善法による集団給食施設における栄養管理の規定を引き継ぐとともに、所要の規定を整備）

(2) 受動喫煙の防止

学校、官公庁施設等多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努める。

第6章 特別用途表示及び栄養表示基準

現行の栄養改善法による特別用途表示制度及び栄養表示基準制度を引き継ぐ。

附則

(1) 施行期日

公布日から9月を超えない範囲内で政令で定める日（健康診査の実施等に関する指針に関する規定については、公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

(2) 各法の改正

医療保険各法を改正し、保健事業の適切かつ有効な実施を図るための指針を定める。

栄養改善法は廃止する。